

令和8年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

令和8年6月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、食材費等の高騰を踏まえ、食事代の負担額が変わります。

〔入院時1食あたりの負担額〕

| 区分 | | 令和8年 5月31日まで | 令和8年 6月1日から |
|----|----------------------------------|----------------------|----------------|
| ① | 一般の方 | 510円 | ➡ 550円 |
| ② | 住民税非課税 の世帯に属 する方 (③を除く) | 過去12か月で 90日までの入院 | 240円 ➡ 270円 |
| | | 過去12か月で 90日を超える入院 | 190円 ➡ 220円 |
| ③ | ②のうち、所得が一定基準 満たない方など | 110円 | ➡ 130円 |
| ④ | 指定難病・小児慢性特定疾病の方 (②、③を除く) | 300円 | ➡ 330円 |

※ ②、③、④に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて病院の窓口にご提出してください。負担額が上表中の金額に減額されます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。